

# 美浜町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

(平成27年4月1日現在)

| 区 分 | 公 務 員  |     |           |               | 民 間             |        |               | 参 考<br>A/B |
|-----|--------|-----|-----------|---------------|-----------------|--------|---------------|------------|
|     | 平均年齢   | 職員数 | 平均給料月額    | 平均給与月額<br>(A) | 対応する民間<br>の類似職種 | 平均年齢   | 平均給与月額<br>(B) |            |
| 美浜町 | 54.0 歳 | 1 人 | 344,900 円 | 344,900 円     | 調理師             | 44.4 歳 | 229,900 円     | 1.50       |

※「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～平成24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(一)の3級まで適用

#### イ 手当

一般職に準じて支給

#### ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給を標準として昇給。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県及び県内各市町村における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度となるよう努めます。

また、職員数については、退職不補充を原則とし、臨時職員で対応する計画です。

## 3 具体的な取組内容

各年度における人事院勧告及び県人事委員会の勧告と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。